# 

平成30年2月21日提出

富谷市

## 平成30年第1回 富谷市議会定例会議案

## 目 次

<b>=</b>	44
	~
narv:	~

議案第	1号	富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定	
		める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第	2号	富谷市まちづくり産業交流プラザ条例の制定について・・・・・・	1 7
議案第	3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
議案第	4号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について・	2 5
議案第	5号	富谷市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
議案第	6号	富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条 例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
議案第	7号	富谷市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
議案第	8号	富谷市分担金徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
議案第	9号	富谷市民俗ギャラリー条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
議案第1	0号	富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1

議案第11号	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び
	に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的
	な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について・・・ 93
議案第12号	富谷市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
	サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正につい
	7 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
議案第13号	富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
	防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
	等を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・104
議案第14号	富谷市子ども医療費の助成に関する条例及び富谷市母子・父子家庭
	医療費の助成に関する条例の一部改正について・・・・・・・111
議案第15号	とみや放課後児童クラブ条例の一部改正について・・・・・・114
議案第16号	富谷市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・116
議案第17号	富谷市国民健康保険特別会計条例の一部改正について・・・・・119
議案第18号	富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・121
議案第19号	富谷市都市公園条例の一部改正について・・・・・・・・124
議案第20号	平成29年度富谷市一般会計補正予算(第6号)・・・・・・ 別冊
議案第21号	平成29年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)・・ 別冊

議案第22号	平成29年度富谷市下水道事業特別会計補正予算(第4号)・・・	別冊
議案第23号	平成29年度富谷市介護保険特別会計補正予算(第5号)・・・・	別冊
議案第24号	平成29年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)・	別冊
議案第25号	平成30年度富谷市一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第26号	平成30年度富谷市国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第27号	平成30年度富谷市下水道事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第28号	平成30年度富谷市介護保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第29号	平成30年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第30号	平成30年度富谷市水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第31号	平成28年度(仮称)富谷まちづくり産業交流プラザ整備工事(繰	
	越)請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・	126
議案第32号	富谷市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・	127
議案第33号	富谷市道路線の認定について・・・・・・・・・・・ 1	129
議案第34号	吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合規約の変更に係る協議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131

#### 議案第 1号

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制 定について

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

#### 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第6条の規定による介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の基準を市町村において定める必要があるため制定するもの。

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第1章 趣旨及び基本方針(第1条-第4条)
- 第2章 人員に関する基準(第5条・第6条)
- 第3章 運営に関する基準 (第7条-第33条)
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)

附則

第1章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

- 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47 条第1項第1号,第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づ き、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定の申請者)

- 第3条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。) の条例で定める者は法人である者(富谷市暴力団排除条例(平成25年富谷町条例第1 3号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号ウに該当する者を除く。)とする。 (基本方針)
- 第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が 可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。

以下同じ。) 等に不当に偏することのないよう,公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。 (管理者)
- 第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置か なければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第1 40条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、 第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込 者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条 において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、 当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
    - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重 要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することに よる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続

した電子情報処理組織をいう。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は,正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでは ならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、 その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認 定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申

請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に 身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたとき は、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の 実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した 交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の 利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明 書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる とともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
  - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
  - (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
  - (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
  - (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
  - (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
  - (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、

- 総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意 事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の

医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (15) 介護支援専門員は,第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては,利用者及びその家族,指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし,特段の事情のない限り,次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくとも1月に1回,利用者の居宅を訪問し,利用者に面接すること。 イ 少なくとも1月に1回,モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、 居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を 求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対す る照会等により意見を求めることができるものとする。
  - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を 受けた場合
  - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の 変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更に ついて準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から 依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居 宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護 (厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合 にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な 理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、 当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の 医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の 指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等 を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的 観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものと する。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護 を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分 に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を 除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期 間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介

護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務)
- 第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援 専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実 施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げ る事項を定めるものとする。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種,員数及び職務内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定居宅介護支援の提供方法,内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を 定めておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援 事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただ し、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとと もに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態につい

て,必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営 規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がな く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理 由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必 要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合 においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、 利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償と して、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情処理)
- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」

- という。) に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、 自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助 言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなら ない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、 前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅 介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
  - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
    - ア 居宅サービス計画
    - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
    - ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
    - エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
  - (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
  - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (暴力団員等の排除)
- 第33条 指定居宅介護支援事業所の管理者その他これに準ずる者(いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定居宅介護支援事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者をいう。)は、暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員であってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所は、暴力団排除条例第2条第4号ア又はイに掲げる者がその 事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (準用)

第34条 第4条から第33条(第29条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特

例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、 同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は,第6条第2項の規定にかかわらず,介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

#### 議案第 2号

富谷市まちづくり産業交流プラザ条例の制定について 富谷市まちづくり産業交流プラザ条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

#### 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき,富谷市まちづくり産業交流プラザの設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市まちづくり産業交流プラザ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規 定に基づき、富谷市まちづくり産業交流プラザの設置及び管理に関し、必要な事項を定 めるものとする。

(設置)

- 第2条 富谷しんまちエリアの賑わいの創出,起業家支援及び産業創造拠点として,富谷 市まちづくり産業交流プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。
- 2 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市まちづくり産業交流プラザ	富谷市富谷新町95番地

(使用許可)

- 第3条 プラザを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、プラザの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可して はならない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。
  - (3) その他プラザ設置の目的に反するおそれがあると認めるとき。

(使用許可の取消し)

- 第4条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。
- 2 前項の規定によって使用の許可を取り消し、又は使用停止された者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

- 第5条 プラザを使用する者からは、別表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 使用料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市の責めによりプラザを使用すること ができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認める場合は、使用料を減免することが

できる。

(指定管理者による管理)

- 第7条 市長は、プラザの管理を、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。
- 2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに 従い、プラザの管理を行わなければならない。
- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせることができる業務は、次のとおりと する。
  - (1) プラザの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
  - (2) 第2条第1項に掲げる設置目的を達成するために必要な業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

- 第8条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金は、別表に定める 額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとす る。これを変更するときも、同様とする。
- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 指定管理者は、前条の規定により読み替えて適用する第6条の規定により利用料金を 減免するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による使用許可の手続及びこれらに関し必要な行為は、この条例の施行前において行うことができる。

#### 別表 (第5条関係)

#### 1 基本使用料

使用区分	単位	金額
シェアオフィス固定席 (1席)	1月当たり	30,000円
	1月当たり	10,000円
シェアオフィス自由席 (1席)	1日当たり	1,000円
	4時間当たり	500円
プロジェクトルーム(1室)	1月当たり	70,000円
	1時間当たり	500円
多目的スペース	1時間当たり	5,000円
会議室(1室)	1時間当たり	500円
ロッカー (1基)	1月当たり	500円

- 2 使用料が月額で定められているシェアオフィス固定席、プロジェクトルーム及びロッカーの使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときの使用料の額は、当該1月未満の期間については日割りにより計算する。この場合において、1日当たりの額は、当該使用料月額に30分の1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 3 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

#### 議案第 3号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年富谷町条例第34号)等の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

#### 提案理由

市制施行後の行政需要等を勘案し、非常勤特別職の報酬の額について改定するもの。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年富谷町条例第34号)の一部を次のように改正する。

	改	正	後		現		行
第1条~第6	条 略			第1条~第6	条略		
別表(第2条	·, 第3条	<b>その2</b> 関	(係)	別表(第2条	:, 第3条	の2関係	系)
非常勤特別	職報酬			非常勤特別	職報酬		
			(単位:円)				(単位:円)
職名	ı		報酬の額	職名	1		報酬の額
教育委員会	委員	月額	20,000	教育委員会	委員	年額	146, 000
選挙管理委	委員長	日額	7, 200	選挙管理委	委員長	日額	6,000
員会	委員		7,000	員会	委員		5,800
監査委員	識見を	月額	100,000	監査委員	識見を	日額	8,500
	有する				有する		
	者				者		
	議会選		<u>50, 000</u>		議会選		<u>7,800</u>
	出の者	<i>→                                    </i>	<b>=</b>		出の者		
固定資産評	委員長	日額	<u>7, 200</u>	固定資産評	委員長	日額	6,000
価審査委員 会	委員		7,000	価審査委員 会	委員		5,800
農業委員会	略	略	略	農業委員会	略	略	略
農業振興地	:、、、、、、、   略	略	:////////////////////////////////////	農業振興地	) 略	.。。。。。。 B	略
域整備促進				域整備促進			
協議会				協議会			
農政協力員		年額	<u>26, 000</u>	農政協力員		年額	<u>25, 000</u>
文化財保護	略	略	略	文化財保護	略	略	略
審議会	]	<b>.</b>		審議会	l		
食育推進会	略	略	略	食育推進会	) 略	 l 略	略
議				議			
健康推進員		年額	24,000	健康推進員	•	年額	23,000
スポーツ推	略	略	略	スポーツ推	略	略	略
進審議会	^^^^	]		進審議会			
開票立会人	7.0.0.0.0.0.0.0.0.	略	,	開票立会人	,	略	>>>>>>>>>
行政区長		年額	平均割 200,000	行政区長		年額	平均割 185,000
			世帯数割一世帯に				世帯数割一世帯に
			つき 650				つき 650
公民館	略	略	<b>略</b> . 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	公民館	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	**************************************
<u> </u>		]					

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市非常勤消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例(昭和40年富谷町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条~第11条 略	第1条~第11条 略
(報酬)	(報酬)
第12条 団員には、次の各号に定めるところに	第12条 団員には、次の各号に定めるところに
よる報酬を支給する。	よる報酬を支給する。
(1) 団長 年額 <u>140,000円</u>	(1) 団長 年額 <u>134,000円</u>
(2) 副団長 年額 <u>108,000円</u>	(2) 副団長 年額 <u>104,000円</u>
(3) 分団長 年額 <u>77,000円</u>	(3) 分団長 年額 <u>74,000円</u>
(4) 副分団長 年額 70,000円	(4) 副分団長 年額 <u>67,000円</u>
(5) 班長 年額 <u>65,000円</u>	(5) 班長 年額 <u>63,000円</u>
(6) 団員 年額 <u>36,000円</u>	(6) 団員 年額 <u>35,000円</u>
(7) 機関要員 年額 <u>24,000円</u>	(7) 機関要員 年額 <u>23,000円</u>
第13条 略	第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市交通安全指導員条例の一部改正)

第3条 富谷市交通安全指導員条例(昭和41年富谷町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(報酬)	(報酬)
第4条 指導員には、次に掲げる報酬を支給する。	第4条 指導員には、次に掲げる報酬を支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) 年報酬	(2) 年報酬
ア 隊長 75,000円	ア 隊長 72,000円
イ 副隊長 61,000円	イ 副隊長 <u>59,000円</u>
ウ 班長 49,000円	ウ 班長 47,000円
エ 隊員 45,000円	エ 隊員 <u>43,000円</u>

改 正 後	現 行
第5条~第8条 略	第5条~第8条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 議案第 4号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年富谷町条例第2号)の一部 を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

#### 提案理由

職員を派遣することができる団体に公益社団法人富谷市シルバー人材センターを追加するため、所要の改正を行うもの。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年富谷町条例第2号)の一部を 次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略	第1条 略
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 任命権者は、次に掲げる団体	第2条 任命権者は、社会福祉法人富谷市社会福
との間の取決めに基づき、当該団体の	<u>祉協議会</u> との間の取決めに基づき、当該団体の
業務にその役職員として専ら従事させるため、	業務にその役職員として専ら従事させるため、
職員(次項に定める職員を除く。)を派遣する	職員(次項に定める職員を除く。)を派遣する
ことができる。	ことができる。
(1) 社会福祉法人富谷市社会福祉協議会	
(2) 公益社団法人富谷市シルバー人材センター	
2 · 3 略	2・3 略
第3条~第8条 略	第3条~第8条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第 5号

富谷市国民健康保険税条例の一部改正について

富谷市国民健康保険税条例(昭和44年富谷町条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

#### 提案理由

平成30年4月1日からの国民健康保険都道府県単位化に合わせ、宮城県が定める国民健康保険事業費納付金の算定方式と当市の国民健康保険税の算定方式を統一し、併せて税率を改正するもの。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例(昭和44年富谷町条例第10号)の一部を次のように改正する。

# 改 正 後 現 行 第1条 略 (課税額) 第1条 略 (課税額) 第2条 略 第2条 略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額\_\_\_\_\_並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額\_\_\_\_\_\_並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額 並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属 する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25 年法律第226号。以下「法」という。)第31 4条の2第1項に規定する総所得金額及び山 林所得金額の合計額から同条第2項の規定に よる控除をした後の総所得金額及び山林所得 金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額 等」という。)に100分の5.50を乗じて算 定する。

2 略

#### 第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均 等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被 保険者1人について2万2,700円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等 割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康 保険法(昭和33年法律第192号)第6条 第8号の規定により被保険者の資格を喪失 した者であって、当該資格を喪失した日の前

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属 する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25 年法律第226号。以下「法」という。) 第31 4条の2第1項に規定する総所得金額及び山 林所得金額の合計額から同条第2項の規定に よる控除をした後の総所得金額及び山林所得 金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額 等」という。)に100分の5.35を乗じて算 定する。

#### 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分 の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部 分の額に100分の15.0を乗じて算定す る。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均 等割額)

- 保険者1人について2万1,400円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
  - 割額)
- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康 保険法(昭和33年法律第192号)第6条 第8号の規定により被保険者の資格を喪失 した者であって、当該資格を喪失した日の前

日以後継続して同一の世帯に属するものを いう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。)以 後5年を経過する月までの間にあるもの(当 該世帯に他の被保険者がいない場合に限 る。)をいう。次号, 第7条の3及び第23条 において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一 世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって特定月以後5年を経 過する月の翌月から特定月以後8年を経過 する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3 号, 第7条の3及び第23条において同じ。) 以外の世帯 2万1,200円

- (2) 特定世帯 1万600円
- (3) 特定継続世帯 1万5,900円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の所得割額)
- 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の 属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総 所得金額等に100分の1.65を乗じて算定 する。

第7条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者

日以後継続して同一の世帯に属するものを いう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。)以 後5年を経過する月までの間にあるもの(当 該世帯に他の被保険者がいない場合に限 る。)をいう。次号,第7条の3及び第23条 において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一 世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって特定月以後5年を経 過する月の翌月から特定月以後8年を経過 する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3 号, 第7条の3及び第23条において同じ。) 以外の世帯 1万9,900円

- (2) 特定世帯 9,950円
- (3) 特定継続世帯 1万4,925円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の所得割額)
- 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の 属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総 所得金額等に100分の1.6 を乗じて算定 する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分 の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部 分の額に100分の5.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者

現 行

支援金等課税額の被保険者均等割額)

- は、被保険者1人について7、300円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯別平等割額)
- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,100円
  - (2) 特定世帯 5,050円
  - (3) 特定継続世帯 7, 575円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
- 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金 課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額 等に100分の1.75を乗じて算定する。

第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均 等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額 は、介護納付金課税被保険者1人について9、 500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等 割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、

支援金等課税額の被保険者均等割額)

- 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額 | 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額 は、被保険者1人について6、600円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯別平等割額)
  - 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
    - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,300円
    - (2) 特定世帯 4,650円
    - (3) 特定継続世帯 6,975円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
  - 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金 課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額 等に100分の1.7 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金 課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税 額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に10 0分の6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均 等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額 は、介護納付金課税被保険者1人について8、 700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等 割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は,

現行

1世帯について9,500円とする。

第10条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。
  - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円を超 えない世帯に係る納税義務者
    - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1万</u>5,890円
    - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ, それぞれに定める額
      - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 <u>1万4,840円</u>
      - (4) 特定世帯 7,420円

1世帯について8,700円とする。

第10条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。
  - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円を超 えない世帯に係る納税義務者
    - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について<u>1万</u> 4,980円
    - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれに定める額
      - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1万3,930円
      - (4) 特定世帯 6,965円

- (ウ) 特定継続世帯 1万1, 130円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。)1人について5,110円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに 定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 7, <u>070円</u>
  - (4) 特定世帯 3,535円
  - (ウ) 特定継続世帯 5,303円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について6,650円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について6,650円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 27万円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について<u>1万</u> 1,350円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別

- (ウ) 特定継続世帯 1万448円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。)1人について4,620円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに 定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 6,510円
  - (4) 特定世帯 3, 255円
  - (ウ) 特定継続世帯 4,883円
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について<u>6,090円</u>
  - カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について<u>6,090円</u>
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 27万円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。) 1人について<u>1万</u> 700円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別

現 行

平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,600円
- (4) 特定世帯 5,300円
- (ウ) 特定継続世帯 7,950円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。)1人について3,650円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 額
  - (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯5,050円
  - (4) 特定世帯 2,525円
  - (ウ) 特定継続世帯 3,788円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について4,750円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について4,750円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 49万円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前2号に該当する者を除

- 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 9,950円
- (1) 特定世帯 4, 975円
- (ウ) 特定継続世帯 7,463円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。)1人について3,300円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 4,650円
  - (4) 特定世帯 2, 325円
  - (ウ) 特定継続世帯 3,488円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について4,350円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別 平等割額 1世帯について4,350円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 49万円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前2号に該当する者を除

現 行

< 。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について4,5 40円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ, それぞれに定める額
  - (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯4,240円
  - (4) 特定世帯 2, 120円
  - (ウ) 特定継続世帯 3,180円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。)1人について1,460円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに 定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 <u>2,020円</u>
  - (4) 特定世帯 1,010円
  - (ウ) 特定継続世帯 1,515円
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について1,900円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別

< ,)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について4,2 80円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,980円
  - (イ) 特定世帯 1,990円
  - (ウ) 特定継続世帯 2,985円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。)1人について1,320円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに 定める額
  - (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 帯 1,860円
  - (4) 特定世帯 930円
  - (ウ) 特定継続世帯 1,395円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について1,740円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別

改 正 後	現 行
平等割額 1世帯について <u>1,900円</u>	平等割額 1世帯について <u>1,740円</u>
第23条の2~第27条 略	第23条の2~第27条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、 なお従前の例による。

## 議案第 6号

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改 正について

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年富谷町条例第16号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

## 提案理由

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第7条第1項に規定する 認定復興推進計画において定められた復興産業集積区域内における固定資産税の課税免 除の適用期間を1年延長するため、所要の改正を行うもの。 富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改 正する条例

富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年富 谷町条例第16号)の一部を次のように改正する。

> 改 現 TF. 後 行

### 第1条 略

(課税免除)

第2条 復興産業集積区域内において、法第4条 第2条 復興産業集積区域内において、法第4条 第9項の規定による復興推進計画の認定の日 (以下「認定日」という。)から平成31年3 月31日までの間に、東日本大震災復興特別区 域法第43条の地方税の課税免除又は不均一 課税に伴う措置が適用される場合等を定める 省令(平成23年総務省令第168号)第1条 第1号に規定する対象施設等(以下「対象施設 等」という。)を新設し、又は増設した者(法 第2条第3項第2号イ又は口に掲げる事業を 実施する個人事業者又は法人で法第37条第 1項若しくは第39条第1項に規定する指定 事業者に該当するものであって認定日から平 成31年3月31日までの間に当該指定事業 者として指定を受けたものに限る。) について, 当該対象施設等である家屋及び償却資産並び に当該家屋の敷地である土地(認定日以後にお いて取得したものに限り、かつ、土地について は、その取得の日の翌日から起算して1年以内 に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着 手があった場合における当該土地に限る。)に 対して新たに固定資産税が課されることとな った年度(当該固定資産を当該対象施設等の用 に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該

# 第1条 略

(課税免除)

第9項の規定による復興推進計画の認定の日 (以下「認定日」という。)から平成30年3 月31日までの間に、東日本大震災復興特別区 域法第43条の地方税の課税免除又は不均一 課税に伴う措置が適用される場合等を定める 省令(平成23年総務省令第168号)第1条 第1号に規定する対象施設等(以下「対象施設 等」という。)を新設し、又は増設した者(法 第2条第3項第2号イ又は口に掲げる事業を 実施する個人事業者又は法人で法第37条第 1項若しくは第39条第1項に規定する指定 事業者に該当するものであって認定日から平 成30年3月31日までの間に当該指定事業 者として指定を受けたものに限る。) について, 当該対象施設等である家屋及び償却資産並び に当該家屋の敷地である土地(認定日以後にお いて取得したものに限り、かつ、土地について は、その取得の日の翌日から起算して1年以内 に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着 手があった場合における当該土地に限る。)に 対して新たに固定資産税が課されることとな った年度(当該固定資産を当該対象施設等の用 に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該

改 正 後	現 行
対象施設等の用に供した日が1月1日の場合	対象施設等の用に供した日が1月1日の場合
は同日)を賦課期日とする年度)以降5箇年度	は同日)を賦課期日とする年度)以降5箇年度
に限り、当該固定資産税を免除する。	に限り、当該固定資産税を免除する。
第3条~第5条 略	第3条~第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議案第 7号

富谷市介護保険条例の一部改正について 富谷市介護保険条例(平成12年富谷町条例第1号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

## 提案理由

介護保険の保険料額等の改定を行うもの。

## 富谷市介護保険条例の一部を改正する条例

富谷市介護保険条例(平成12年富谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

 改 正 後
 現 行

 第1条 略 (保険料額)
 第1条 略 (保険料額)

- 第2条 <u>平成30年度から平成32年度まで</u>の 各年度における保険料額は、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各 号に定める額とする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第41 2号。以下「政令」という。)第39条第1 項第1号に掲げる者 34,500円
  - (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 44,900円
  - (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 51,800円
  - (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者58,700円
  - (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 69,000円
  - (6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,800</u>
    - 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の2第1項,第34条の2第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計

- 第2条 <u>平成27年度から平成29年度まで</u>の 各年度における保険料額は、次の各号に掲げる 第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第41 2号。以下「政令」という。)第39条第1

号に定める額とする。

(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者43,700円

項第1号に掲げる者 33,600円

- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者57,100円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 67,100円
- (6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,500</u> 円
  - ア 合計所得金額 (地方税法 (昭和25年法 律第226号) 第292条第1項第13号 に規定する合計所得金額をいい、その額が 零を下回る場合には、零とする。以下同 じ。)

改 正 後	現 行
所得金額から政令第38条第4項に規定	
する特別控除額を控除して得た額とする。	
以下この項において同じ。)が120万円	
未満である者であり、かつ、前各号のいず	未満である者であって, 前各号のいず
れにも該当しないもの	れにも該当しないもの
イ略	イ略
(7) 次のいずれかに該当する者 89,700	(7) 次のいずれかに該当する者 87,300
<u> </u>	<u>円</u>
ア 合計所得金額が200万円未満	ア 合計所得金額が120万円以上190
である者であって、前各号のいず	万円未満である者であって、前各号のいず
れにも該当しないもの	れにも該当しないもの
イ略	イ略
(8) 次のいずれかに該当する者 103,50	(8) 次のいずれかに該当する者 100,70
<u>0円</u>	<u>0円</u>
ア 合計所得金額が300万円未満	ア 合計所得金額が190万円以上290
である者であって、前各号のいず	万円未満である者であって、前各号のいず
れにも該当しないもの	れにも該当しないもの
イ略	イ略
(9) 次のいずれかに該当する者 113,90	(9) 次のいずれかに該当する者 110,70
<u>0円</u>	<u>0円</u>
ア 合計所得金額が400	ア 合計所得金額が290万円以上400
万円未満である者であって、前各号のいず	万円未満である者であって、前各号のいず
れにも該当しないもの	れにも該当しないもの
イ略	<b>一略</b>
(10) 次のいずれかに該当する者 127,70	(10) 次のいずれかに該当する者 124,20
<u>0円</u>	<u>0円</u>
ア 合計所得金額が 700	ア 合計所得金額が400万円以上700
万円未満である者であって、前各号のいず	万円未満である者であって、前各号のいず
れにも該当しないもの	れにも該当しないもの

#### 改 TF. 後

- イ 要保護者等であって、その者が課される 保険料の額についてこの号の区分による 額を適用されたならば保護等を必要とし ない状態となるもの(政令第39条第1項 第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次 号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 138,00 0円
  - ア 合計所得金額が 1,00 0万円未満である者であって、前各号のい ずれにも該当しないもの

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 15 5, 300円

前項第1号に掲げる第1

号被保険者についての保険料の減額賦課に係 る平成30年度から平成32年度までの各年 度における保険料額は、同号の規定にかかわら ず、市長が別に規則で定める額とする。

#### 第3条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格 取得, 喪失等があった場合)

## 第4条 略

- 2 略
- 第1号イ(同号 に規定する老齢福祉年金の受 給権を有するに至った者及び (1)に規定 する者を除く。), 口若しくは二, 第2号口, 第

#### 現 行

- イ 要保護者等であって、その者が課される 保険料の額についてこの号の区分による 額を適用されたならば保護等を必要とし ない状態となるもの(政令第39条第1項 第1号イ(⑴に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 134,20 0円
  - ア 合計所得金額が700万円以上1,00 0万円未満である者であって, 前各号のい ずれにも該当しないもの

- (12) 前各号のいずれにも該当しない者 15 1,000円
- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する 者の平成27年度から平成29年度まで

度における保険料率は、同号の規定にかかわら

の各年

ず、市長が別に規則で定める額とする。

#### 第3条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格 取得, 喪失等があった場合)

## 第4条 略

- 2 略
- 3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項 3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項 第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受 給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定 する者を除く。), 口若しくは二, 第2号口, 第

3号口, 第4号口, 第5号口, 第6号口, 第7 号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至っ た第1号被保険者

に係る保険料額は、当該該当するに至っ た日の属する月の前月まで月割りにより算定 した当該第1号被保険者に係る保険料額と当 該該当するに至った日の属する月から政令第 39条第1項第1号から第9号までのいずれ かに規定する者として月割りにより算定した 保険料額の合算額とする。

#### 4 略

第5条~第7条 略

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する | 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する ことによりその納付すべき保険料の全部又は 一部を一時に納付することができないと認め る場合においては、保険料の納付義務者(第1 号被保険者及び連帯納付義務者をいう。以下同 じ。)の申請により、その納付することができ ないと認められる金額を限度として, 6箇月以 内の期間を限り、その徴収を猶予することがで きる。

(1)~(4) 略

(5) その他特別の理由があると市長が認めた とき。

### 2 • 3 略

(保険料の減免)

第9条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該 | 第9条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該 当し、その程度が甚大であること等によりその

3号口, 第4号口, 第5号口, 第6号口, 第7 号口,第8号 又は第9号口に該当するに至っ た第1号被保険者(第1項に規定する者を除 く。) に係る保険料額は、当該該当するに至っ た日の属する月の前月まで月割りにより算定 した当該第1号被保険者に係る保険料額と当 該該当するに至った日の属する月から政令第 39条 第1号から第9号までのいずれ かに規定する者として月割りにより算定した 保険料額の合算額とする。

#### 4 略

第5条~第7条 略

(保険料の徴収猶予)

ことによりその納付すべき保険料の全部又は 一部を一時に納付することができないと認め る場合においては、保険料の納付義務者(第1 号被保険者及び連帯納付義務者をいう。以下同 じ。)の申請により、その納付することができ ないと認められる金額を限度として, 6箇月以 内の期間を限り、その徴収を猶予することがで きる。

(1)~(4) 略

## 2 · 3 略

(保険料の減免)

当し、その程度が甚大であること によりその

## 改 正 後

納付すべき保険料の全部又は一部を納付する ことができないと認める場合は、保険料の納付 義務者の申請により、その納付することができ ないと認められる保険料額を限度として減免 することができる。

 $2\sim4$  略

第10条~第13条 略

(罰則)

第14条 市長は、次の各号の一に該当する者に 対し、10万円以下の過料を科することができ る。

(1) • (2) 略

(3) 被保険者、被保険者 の配偶者若しくは被保険者 の属する世帯の世帯主 をの他その世帯に属する者又はこれらであった者で正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの

第15条・第16条 略

現行

納付すべき保険料の全部又は一部を納付する ことができないと認める場合は、保険料の納付 義務者の申請により、その納付することができ ないと認められる保険料額を限度として減免 することができる。

 $2 \sim 4$  略

第10条~第13条 略

(罰則)

第14条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

(1) • (2) 略

た者で正当な理由なしに、法第202条第1 項の規定により文書その他の物件の提出若 しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は 同項の規定による当該職員の質問に対して 答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの

第15条・第16条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の富谷市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保 険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 8号

富谷市分担金徴収条例の一部改正について

富谷市分担金徴収条例(昭和51年富谷町条例第22号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

## 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき,災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施するに当たり受益者から分担金を徴収するため,所要の改正を行うもの。

# 富谷市分担金徴収条例の一部を改正する条例

富谷市分担金徴収条例(昭和51年富谷町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条~第4条 略         別表(第2条関係)         別表(第2条関係)         別表(第2条関係)         別表(第2条関係)         分担金を徴収する事業       受益者 分担金の額事業         災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業       受益を受ける額の2分面1         資報の2分面1       一年成23年度農地農業用施設災害復日事業         一日事業       一日事業	改 正	後	現行
分担金を徴収する 事業       受益者       分担金の額 身地崩壊が策事業       分担金の額 事業       受益者 事業       受益者 事業       受益者 事業       分担金の額 身地負担す る額の2分         ※書関連緊急急傾 斜地崩壊対策事業       受益を受け る土地の所 る土地の所       市が負担す る額の2分       平成23年度農地 農業用施設災害復       被災した受 益地区内の 8%       工事費の 8%	第1条~第4条 略		第1条~第4条 略
事業     受益者     分担金の額       災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業     受益を受ける額の2分       事業     平成23年度農地 被災した受 工事費の農業用施設災害復益地区内の 8%	別表(第2条関係)		別表(第2条関係)
<u>斜地崩壊対策事業   る土地の所   る額の2分   農業用施設災害復   益地区内の   8%</u>		分担金の額	
	斜地崩壊対策事業 る土地の原	る額の2分	農業用施設災害復 益地区内の 8%

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 9号

富谷市民俗ギャラリー条例の一部改正について

富谷市民俗ギャラリー条例(平成9年富谷町条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

富谷市民俗ギャラリーの移転に伴い、所要の改正を行うもの。

## 富谷市民俗ギャラリー条例の一部を改正する条例

富谷市民俗ギャラリー条例(平成9年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正す

る。

<b>3</b> °					
	改	正	後	現	行
第1条 略				第1条 略	
(設置)				(設置)	
第2条 略				第2条 略	

2 民俗ギャラリーの名称及び位置は、次のとお 2 民俗ギャラリーの名称及び位置は、次のとお りとする。 りとする。

名称	位置
富谷市民俗ギャラリー	富谷市富谷新町95番地

第3条~第5条 略

(観覧料)

- 第6条 観覧者からは、別表に定める観覧料を徴収する。
- 2 既に徴収した観覧料は、返還しない。ただ し、市の責めにより観覧することができなくな った場合その他特別の事由がある場合は、こ の限りでない。

(観覧料の減免)

第7条 市長は、特別な事由があると認めると き又は市民の文化的向上に資するときは観覧 料の全部又は一部を免除することができる。

第8条 略

別表(第6条関係)

	個人	団体
一般・大学生及び	100円	80円
これに準ずる者		
高校生及びこれに	50円	40円
準ずる者		

りとする。 名称 位置

名称	位置
富谷市民俗ギャラリー	富谷市富谷狸屋敷 1 2 3 番地 3

第3条~第5条 略

第6条 略

改 正 後	現行
<u>備考</u>	
1 中学生以下の観覧料は、無料とする。	
2 「団体」とは,15人以上をいう。	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

## 議案第10号

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年富谷町条例第14号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

## 提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生 労働省令第34号)の一部改正に伴い,所要の改正を行うもの。 富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年富谷町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行	
目次	目次	
第1章~第3章 略	第1章~第3章 略	
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護	
第1節~第4節 略	第1節~第4節 略	
第5節 共生型地域密着型サービスに関す		
<u>る基準(第59条の21・第59条</u>		
<u>Ø22)</u>		
<u>第6節</u> 略	<u>第5節</u> 略	
第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第5	第1款 この節の趣旨及び基本方針( <u>第5</u>	
9条の23・第59条の24)	9条の21・第59条の22)	
第2款 人員に関する基準 ( <u>第59条の2</u>	第2款 人員に関する基準 ( <u>第59条の2</u>	
5・第59条の26)	3・第59条の24)	
第3款 設備に関する基準 (第59条の2	第3款 設備に関する基準(第 <u>59条の2</u>	
<u>7</u> ・ <u>第59条の28</u> )	5・第59条の26)	
第4款 運営に関する基準 ( <u>第59条の2</u>	第4款 運営に関する基準 ( <u>第59条の2</u>	
9-第59条の40)	7-第59条の38)	
第4章~第9章 略	第4章~第9章 略	
附則	附則	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律	第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律	
第123号。以下「法」という。) <u>第78条の2</u>	第123号。以下「法」という。)	
<u>の2第2項並びに</u> 第78条の4第1項及び第	第78条の4第1項及び第	
2項の規定に基づき、指定地域密着型サービ	2項の規定に基づき,指定地域密着型サービ	
スの事業の人員、設備及び運営に関する基準を	スの事業の人員、設備及び運営に関する基準を	
定めるものとする。	定めるものとする。	

改 TE. 後 現 行

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条 の2の2第1項の申請に係る法第42条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定 地域密着型サービスをいう。

(7) 略

第3条~第5条 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の 員数)

- 第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業者」という。) が当該事業 を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所」という。) ごとに置くべ き従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次 のとおりとする。
  - (1) 略
  - 交通事情,訪問頻度等を勘

案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提

供するために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

(1)~(5) 略

(6) 略

第3条~第5条 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の 員数)

- の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業者」という。) が当該事業 を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所」という。) ごとに置くべ き従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次 のとおりとする。
- (1) 略
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等(指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供 に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に 規定する政令で定める者をいう。以下この章 において同じ。) 交通事情, 訪問頻度等を勘 案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提 供するために必要な数以上

(3) • (4) 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 厚生労働大臣が定める者(以下この章において 「看護師,介護福祉士等」という。)をもって充 てなければならない。ただし、利用者の処遇に 支障がない場合であって, 提供時間帯を通じ て,看護師,介護福祉士等又は第1項第4号ア の看護職員との連携を確保しているときは、サ ービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11 年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス 等基準」という。)第5条第2項のサービス提供 責任者をいう。以下同じ。) の業務に1年以上 (特に業務に従事した経験が必要な者として 厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以 上)従事した経験を有する者をもって充てるこ とができる。

3 • 4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所の同一敷地内に<u>次</u>に掲げるいずれか の施設等がある場合において、当該施設等の入 所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の 規定にかかわらず、

\_\_\_\_\_当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(11) 略

(12) 介護医療院

6 略

7 当該

4

(3) • (4) 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上

\_\_従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 • 4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所の同一敷地内に<u>次の各号</u>に掲げるいずれか の施設等がある場合において,当該施設等の入 所者等の処遇に支障がない場合は,前項本文の 規定にかかわらず,午後6時から午前8時まで の間において,当該施設等の職員をオペレータ ーとして充てることができる。

(1)~(11) 略

6 略

指定 7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず , 随時訪問サー

ビスを行う訪問介護員等を置かないことがで

#### $9 \sim 11$ 略

きる。

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たし

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、 午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

#### $9 \sim 11$ 略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たし

## 改 正 後

ているものとみなされているときを除く。)は、 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者は、第1項第4号アに規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第7条~第13条 略

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第59条の6,第59条の30及び第59条の31において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第15条~第31条 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず,

随時対応サービ

スについては, 市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において, 複数の指定定期巡

現行

ているものとみなされているときを除く。)は、 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者は、第1項第4号アに規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第7条~第13条 略

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第59条の6,第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第15条~第31条 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず<u>, 午後6時から</u> <u>午前8時までの間に行われる</u>随時対応サービ スについては,市長が地域の実情を勘案して適 切と認める範囲内において,複数の指定定期巡

現

回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約 に基づき, 当該複数の指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所が密接な連携を図るこ とにより,一体的に利用者又はその家族等から の通報を受けることができる。

#### 4 略

第33条~第38条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看 護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の 家族, 地域住民の代表者, 地域の医療関係者, 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所 が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。) の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所が所在する区域を管轄する法 第115条の46第1項に規定する地域包括 支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪 問介護看護について知見を有する者等により 構成される協議会(以下この項において「介護・ 医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむ ね6月に1回以上,介護・医療連携推進会議に 対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会 議による評価を受けるとともに、介護・医療連 携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会 を設けなければならない。

#### 2 • 3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約 に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所が密接な連携を図るこ とにより、一体的に利用者又はその家族等から の通報を受けることができる。

#### 4 略

第33条~第38条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看 護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の 家族, 地域住民の代表者, 地域の医療関係者, 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所 が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。) の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所が所在する区域を管轄する法 第115条の46第1項に規定する地域包括 支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪 問介護看護について知見を有する者等により 構成される協議会(以下この項において「介護・ 医療連携推進会議 という。)を設置し、おおむ ね3月に1回以上,介護・医療連携推進会議に 対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会 議による評価を受けるとともに、介護・医療連 携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会 を設けなければならない。

#### 2 • 3 略

者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所の所在する建物と同一の建物に居住す る利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護を提供する場合に<u>は、正当な理由が</u> ある場合を除き、当該建物に居住する利用者以 外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供を行わなければならない

第40条~第46条 略 (訪問介護員等の員数)

#### 第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令 第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」 という。)第6条第2項に規定する厚生労働大 臣が定める者をもって充てなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合であっ て、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯 を通じて、これらの者との連携を確保している ときは、1年以上(特に業務に従事した経験が 必要な者として厚生労働大臣が定めるものに あっては、3年以上)サービス提供責任者の業 務に従事した経験を有する者をもって充てる ことができる。

第48条~59条の20 略

第5節共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所の所在する建物と同一の建物に居住す る利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護を提供する場合には、

当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条~第46条 略 (訪問介護員等の員数)

#### 第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令 第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」 という。)第6条第2項に規定する厚生労働大 臣が定める者をもって充てなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合であっ て、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯 を通じて、これらの者との連携を確保している ときは、3年以上

サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

第48条~59条の20 略

第59条の21 地域密着型通所介護に係る共 生型地域密着型サービス(以下この条及び次条 において「共生型地域密着型通所介護」とい う。) の事業を行う指定生活介護事業者 (障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービスの 事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平 成18年厚生労働省令第171号。以下この条 において「指定障害福祉サービス等基準」とい う。)第78条第1項に規定する指定生活介護 事業者をいう。),指定自立訓練(機能訓練)事 業者(指定障害福祉サービス等基準第156条 第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事 業者をいう。),指定自立訓練(生活訓練)事業 者(指定障害福祉サービス等基準第166条第 1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業 者をいう。),指定児童発達支援事業者(児童福 祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設 備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働 省令第15号。以下この条において「指定通所 支援基準」という。)第5条第1項に規定する指 定児童発達支援事業者をいい、主として重症心 身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第16 4号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児 をいう。以下この条において同じ。) を通わせる 事業所において指定児童発達支援(指定通所支 援基準第4条に規定する指定児童発達支援を いう。第1号において同じ。)を提供する事業者 を除く。) 及び指定放課後等デイサービス事業 者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい,主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービ ス等基準第78条第1項に規定する指定生 活介護事業所をいう。),指定自立訓練(機能 訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準 第156条第1項に規定する指定自立訓練 (機能訓練)事業所をいう。), 指定自立訓練 (生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス 等基準第166条第1項に規定する指定自 立訓練(生活訓練)事業所をいう。),指定児 童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条 第1項に規定する指定児童発達支援事業所 をいう。) 又は指定放課後等デイサービス事 業所(指定通所支援基準第66条第1項に規 定する指定放課後等デイサービス事業所を いう。)(以下この号において「指定生活介護 事業所等」という。)の従業者の員数が、当該 指定生活介護事業所等が提供する指定生活 介護(指定障害福祉サービス等基準第77条 に規定する指定生活介護をいう。), 指定自立 訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基 準第155条に規定する指定自立訓練(機能 訓練)をいう。),指定自立訓練(生活訓練) (指定障害福祉サービス等基準第165条 に規定する指定自立訓練(生活訓練)をい う。),指定児童発達支援又は指定放課後等デ イサービス(以下この号において「指定生活 介護等」という。)の利用者の数を指定生活介 護等の利用者及び共生型地域密着型通所介 護の利用者の数の合計数であるとした場合 における当該指定生活介護事業所等として 必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (準用)
- 第59条の22 第9条から第13条まで,第1 5条から第18条まで,第20条,第22条, 第28条,第34条から第38条まで,第41 条,第53条及び第59条の2,第59条の4, 第59条の5第4項並びに前節(第59条の2 0を除く。)の規定は,共生型地域密着型通所介 護の事業について準用する。この場合において,第9条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「運営規程(第59条の12 に規定する運営規程をいう。第34条において 同じ。)」と,「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所 介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域 密着型通所介護従業者」という。)」と,第34

現

行

条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従 業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし 書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指 定地域密着型通所介護以外のサービスを提供 する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所 介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共 生型地域密着型通所介護以外のサービスを提 供する場合」と、第59条の9第4号、第59 条の10第5項及び第59条の13第3項中 「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは 「共生型地域密着型通所介護従業者」と,第5 9条の19第2項第2号中「次条において準用 する第20条第2項」とあるのは「第20条第 2項」と、同項第3号中「次条において準用す る第28条」とあるのは「第28条」と、同項 第4号中「次条において準用する第38条第2 項」とあるのは「第38条第2項」と読み替え るものとする。

<u>第6節</u> 略

(この節の趣旨)

第59条の23 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の33に規定する療

<u>第5節</u> 略

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療

養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事 等の介護その他の日常生活上の世話及び機能 訓練を行うものをいう。以下同じ。) の事業の基 本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 については、この節に定めるところによる。

第59条の24 略

第59条の25 略

第59条の26 略

(利用定員)

第59条の27 指定療養通所介護事業所は、そ の利用定員(当該指定療養通所介護事業所にお いて同時に指定療養通所介護の提供を受ける ことができる利用者の数の上限をいう。以下こ の節において同じ。)を18人以下とする。

第59条の28 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指 定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじ め、利用申込者又はその家族に対し、第59条 の36に規定する重要事項に関する規程の概 要,療養通所介護従業者勤務の体制,第59条 の34第1項に規定する利用者ごとに定めた 緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の 37第1項に規定する緊急時対応医療機関と の連絡体制並びにその他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を 記した文書を交付して説明を行い、当該提供の 開始について利用申込者の同意を得なければ ならない。

養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事 等の介護その他の日常生活上の世話及び機能 訓練を行うものをいう。以下同じ。) の事業の基 本方針並びに人員, 設備及び運営に関する基準 については、この節に定めるところによる。

第59条の22 略

第59条の23 略

第59条の24 略

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、そ の利用定員(当該指定療養通所介護事業所にお いて同時に指定療養通所介護の提供を受ける ことができる利用者の数の上限をいう。以下こ の節において同じ。)を9人 以下とする。

第59条の26 略

(内容及び手続の説明及び同意)

定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじ め、利用申込者又はその家族に対し、第59条 の34に規定する運営規程 の概 要,療養通所介護従業者勤務の体制,第59条 の32第1項に規定する利用者ごとに定めた 緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の 35第1項に規定する緊急時対応医療機関と の連絡体制並びにその他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を 記した文書を交付して説明を行い、当該提供の 開始について利用申込者の同意を得なければ ならない。

改 現 TF. 後 行 2 略 2 略 第59条の30 略 第59条の28 略 第59条の31 略 第59条の29 略 第59条の32 略 第59条の30 略 第59条の33 略 第59条の31 略 (緊急時等の対応) (緊急時等の対応) 第59条の34 略 第59条の32 略 2 略 2 略

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介 護の提供を行っているときに利用者の病状の 急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時 等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は 第59条の37第1項に規定する緊急時対応 医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講 じなければならない。

4 • 5 略

第59条の35 略

第59条の36 略

第59条の37 略

第59条の38 略

第59条の39 略

(準用)

16条から第18条まで、第20条、第22条、 第28条, 第34条から第38条まで, 第41 条, 第59条の7 (第3項第2号を除く。), 第 59条の8及び第59条の13から第59条 の18までの規定は、指定療養通所介護の事業 について準用する。この場合において、第34

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介 護の提供を行っているときに利用者の病状の 急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時 等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は 第59条の35第1項に規定する緊急時対応 医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講 じなければならない。

4·5 略

第59条の33 略

第59条の34 略

第59条の35 略

第59条の36 略

第59条の37 略

(準用)

第59条の40 第10条から第13条まで、第 第59条の38 第10条から第13条まで、第 16条から第18条まで、第20条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第41 条, 第59条の7 (第3項第2号を除く。), 第 59条の8及び第59条の13から第59条 の18までの規定は、指定療養通所介護の事業 について準用する。この場合において、第34

現

行

条中「運営規程」とあるのは「第59条の36 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13 第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17 7第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

## 第60条 略

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。),同法第20条の4に規定する養護老人ホーム,病院,診療所,介護老人保健施設,介護医療院,社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以

<u>条中</u>

「定期巡

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

## 第60条略

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。),同法第20条の4に規定する養護老人ホーム,病院,診療所,介護老人保健施設 , 社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以

行

下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数 は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

 $2 \sim 7$  略

第62条~第64条 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事 業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型 通所介護事業所において同時に共用型指定認 知症対応型通所介護の提供を受けることがで きる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症 対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所においては 共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条 の2第15項に規定する共同生活を営むべき 住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設 又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニッ 卜型指定地域密着型介護老人福祉施設(第17 8条に規定するユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設をいう。以下この項において同 じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当た り3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設においてはユニットごとに当 該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応 型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり

下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数 は、次のとおりとする。

第65条 共用型指定認知症对応型通所介護事

(1)~(3) 略

 $2 \sim 7$  略

第62条~第64条略

(利用定員等)

業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設

[においては施設ごとに1日当たり3人以下とする]

## 12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は, 指定居宅サービス(法第41条第1項に規定す る指定居宅サービスをいう。以下同じ。), 指定 地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援を いう。),指定介護予防サービス(法第53条第 1項に規定する指定介護予防サービスをいう。 以下同じ。),指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項に規定する指定地域 密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若 しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に 規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又 は介護保険施設(法第8条第25項に規定する 介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定 介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及 び第191条第8項において「指定居宅サービ ス事業等」という。) について3年以上の経験を 有する者でなければならない。

第66条~第81条 略

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は, 指定居宅サービス(法第41条第1項に規定す る指定居宅サービスをいう。以下同じ。), 指定 地域密着型サービス,指定居宅介護支援(法第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援を いう。),指定介護予防サービス(法第53条第 1項に規定する指定介護予防サービスをいう。 以下同じ。),指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項に規定する指定地域 密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若 しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に 規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又 は介護保険施設(法第8条第25項に規定する 介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定 介護療養型医療施設の運営(第82条第7項 において「指定居宅サービ ス事業等」という。)について3年以上の経験を 有する者でなければならない。

第66条~第81条 略

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模

多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機 能型居宅介護従業者については、常勤換算方法 で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能 型居宅介護を利用するために指定小規模多機 能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。 以下この章において同じ。)を指定小規模多機 能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多 機能型居宅介護をいう。以下この章において同 じ。) の提供に当たる者をその利用者(当該指定 小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第44条第1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業者をいう。以下この章において同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多 機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模 多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サ ービス基準条例第43条に規定する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この 章において同じ。) の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあって は、当該事業所における指定小規模多機能型居 宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の利用者。以下この節及び次節において同 じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1 人以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅 介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅 において行う小規模多機能型居宅介護 (第7 項に規定する本体事業所である指定小規模多

多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機 能型居宅介護従業者については、常勤換算方法 で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能 型居宅介護を利用するために指定小規模多機 能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。 以下この章において同じ。) を指定小規模多機 能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多 機能型居宅介護をいう。以下この章において同 じ。) の提供に当たる者をその利用者(当該指定 小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第44条第1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業者をいう。以下この章において同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多 機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模 多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サ ービス基準条例第43条に規定する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この 章において同じ。) の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあって は、当該事業所における指定小規模多機能型居 宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の利用者。以下この節及び次節において同 じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1 人以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅 介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅 において行う小規模多機能型居宅介護, (第7 項に規定する本体事業所である指定小規模多

機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事 業所に係る同項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居 宅において行う指定小規模多機能型居宅介護 を、同項に規定するサテライト型指定小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては当該サテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に 係る同項に規定する本体事業所並びに当該本 体事業所に係る他の同項に規定するサテライ ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び 第191条第8項に規定するサテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録 者の居宅において行う指定小規模多機能型居 宅介護を含む。)をいう。以下この章において同 じ。)の提供に当たる者を1人以上とし、夜間及 び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型 居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅 介護従業者については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直 勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。) に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる 者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

#### 2~5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において,前各項 に定める人員に関する基準を満たす小規模多 機能型居宅介護従業者を置くほか,同表の中欄 に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは,同表の右欄に掲げ る当該小規模多機能型居宅介護従業者は,同表 機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

の登録

者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上とし,夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については,夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

#### 2~5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において,前各項 に定める人員に関する基準を満たす小規模多 機能型居宅介護従業者を置くほか,同表の中欄 に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは,同表の右欄に掲げ る当該小規模多機能型居宅介護従業者は,同表 改 正 後

現行

の中欄に掲げる施設等の職務に従事すること ができる。

当該指定小 指定認知症対応型共 介護 規模多機能 同生活介護事業所, 職員 型居宅介護 指定地域密着型特定 事業所に中 施設,指定地域密着 欄に掲げる 型介護老人福祉施設 施設等のい 指定介護療養型 ずれかが併 医療施設 (医療法 (昭 設されてい 和23年法律第20 る場合 5号) 第7条第2項 第4号に規定する療 養病床を有する診療 所であるものに限 る。) 又は介護医療院 略 略 略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模 多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サ ービス事業等その他の保健医療又は福祉に関 する事業について3年以上の経験を有する指 定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者により設置 される当該指定小規模多機能型居宅介護事業 所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 であって当該指定小規模多機能型居宅介護事 業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の 提供に係る支援を行うもの(以下この章におい て「本体事業所」という。) との密接な連携の下 に運営されるものをいう。以下同じ。) に置くべ き訪問サービスの提供に当たる小規模多機能 型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定小規模多機能

の中欄に掲げる施設等の職務に従事すること ができる。

当規型事欄施ず設場指多宅所掲等かれさ場合にげのがて	指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設,指定地域密着型特定 施設,指定地域密着型外護老人福祉施設 型介護老人福祉施設 又は指定介護療養型 医療施設(医療法(昭和23年法律第20 5号)第7条第2項 第4号に規定する療	介護職員
る場合	• / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
略	略	略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下

一「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能

現

型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8~13 略

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター(老人福祉法第20条 の2の2に規定する老人デイサービスセンタ ーをいう。以下同じ。),介護老人保健施設,介 護医療院, 指定小規模多機能型居宅介護事業 所, 指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指 定複合型サービス事業所(第193条に規定す る指定複合型サービス事業所をいう。次条にお いて同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護 福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で 定める者をいう。次条、第111条第2項、第 112条及び第193条において同じ。)とし て3年以上認知症である者の介護に従事した 経験を有する者であって, 指定地域密着型サー ビス基準第64条第3項に規定する厚生労働 大臣が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表 者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサ ービスセンター、介護老人保健施設、介護医療 型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8~13 略

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設

一 , 指定小規模多機能型居宅介護事業所, 指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定複合型サービス事業所 (第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等 (介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条, 第111条第2項, 第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって, 指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表 者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサ ービスセンター、介護老人保健施設 院,指定小規模多機能型居宅介護事業所,指定 認知症対応型共同生活介護事業所,指定複合型 サービス事業所等の従業者,訪問介護員等とし て認知症である者の介護に従事した経験を有 する者又は保健医療サービス若しくは福祉サ ービスの経営に携わった経験を有する者であ って,指定地域密着型サービス基準第65条に 規定する厚生労働大臣が定める研修を修了し ているものでなければならない。

第85条~第102条 略 (協力医療機関等)

第103条 略

2 略

- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
- 第104条~第110条 略 (管理者)

## 第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症 対応型共同生活介護を提供するために必要な 知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事 業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年 以上認知症である者の介護に従事した経験を 有する者であって、指定地域密着型サービス基 一,指定小規模多機能型居宅介護事業所,指定 認知症対応型共同生活介護事業所,指定複合型 サービス事業所等の従業者,訪問介護員等とし て認知症である者の介護に従事した経験を有 する者又は保健医療サービス若しくは福祉サ ービスの経営に携わった経験を有する者であ って,指定地域密着型サービス基準第65条に 規定する厚生労働大臣が定める研修を修了し ているものでなければならない。

第85条~第102条 略 (協力医療機関等)

第103条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設</u>,病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第104条~第110条 略 (管理者)

## 第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症 対応型共同生活介護を提供するために必要な 知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター、介護老人保健施設 ,指定認知症対応型共同生活介護事

業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基

現

準第91条第2項に規定する厚生労働大臣が 定める研修を修了しているものでなければな らない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

## 第113条~第116条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

 $2 \sim 6$  略

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身 体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措 置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護従業者その 他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

準第91条第2項に規定する厚生労働大臣が 定める研修を修了しているものでなければな らない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設

## 第113条~第116条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

 $2 \sim 6$  略

改 īF. 後 現

行

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的 拘束等の適正化のための研修を定期的に実 施すること。

## 8 略

第118条~第124条 略 (協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サ ービスの提供体制の確保, 夜間における緊急時 の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人 保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及 び支援の体制を整えなければならない。

第126条~第129条 略 (従業者の員数)

第130条 略

2 • 3 略

として指定地域密着型特定施設入居者生活介 護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護 職員のうちそれぞれ 1人以上は、常勤 の者でなければならない。ただし、サテライト 型特定施設(当該施設を設置しようとする者に より設置される当該施設以外の介護老人保健 施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であ って当該施設に対する支援機能を有するもの (以下この章において「本体施設」という。)と の密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の 場所で運営される指定地域密着型特定施設を

7 略

第118条~第124条 略 (協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サ ービスの提供体制の確保、夜間における緊急時 の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人 \_\_\_\_\_\_,病院等との間の連携及 保健施設 び支援の体制を整えなければならない。

第126条~第129条 略 (従業者の員数)

第130条 略

2 • 3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主 として指定地域密着型特定施設入居者生活介 護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1 人以上,及び介護職員のうち1人以上は,常勤 の者でなければならない。ただし、サテライト 型特定施設(当該施設を設置しようとする者に より設置される当該施設以外の介護老人保健 施設
又は病院若しくは診療所であ って当該施設に対する支援機能を有するもの (以下この章において「本体施設」という。)と の密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の 場所で運営される指定地域密着型特定施設を

## 改 正 後

いう。以下同じ。) にあっては、常勤換算方法で1人以上とする。

5 · 6 略

- 7 第1項第1号,第3号及び第4号並びに前項 の規定にかかわらず,サテライト型特定施設の 生活相談員,機能訓練指導員又は計画作成担当 者については,次に掲げる本体施設の場合に は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に 定める職員により当該サテライト型特定施設 の入居者の処遇が適切に行われると認められ るときは,これを置かないことができる。
  - (1) 介護老人保健施設 支援相談員,理学療法 士<u>,作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護 支援専門員
  - (2) 略
  - (3) 介護医療院 介護支援専門員

8~10 略

第131条~第137条 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 取扱方針)

第138条 略

 $2\sim5$  略

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。

現 行

いう。以下同じ。) にあっては、常勤換算方法で 1人以上とする。

5 · 6 略

- 7 第1項第1号,第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず,サテライト型特定施設の生活相談員,機能訓練指導員又は計画作成担当者については,次に掲げる本体施設の場合には,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは,これを置かないことができる。
  - (1) 介護老人保健施設 支援相談員,理学療法 士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護 支援専門員
  - (2) 略

8~10 略

第131条~第137条 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 取扱方針)

第138条 略

 $2 \sim 5$  略

# 改 正 後

現 行

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 略

第139条~第150条 略 (従業者の員数)

第151条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者 は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設 の職務に従事する者でなければならない。ただ し、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニッ 卜型指定地域密着型介護老人福祉施設(第17 8条に規定するユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設をいう。以下この項において同 じ。)を除く。以下この項において同じ。)に ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老 人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号。以下「指定介 護老人福祉施設基準」という。)第38条に規定 するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。 以下この項において同じ。)を併設する場合の 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニッ ト型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看 護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第 2項の規定に基づき配置される看護職員に限 る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設に

6 略

第139条~第150条 略 (従業者の員数)

第151条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)

するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。
<u>)</u> を併設する <u>場合</u>
又は指定地域密着型介護老人福祉施設及

\_\_ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライ ト型居住施設(当該施設を設置しようとする者 により設置される当該施設以外の指定介護老 人福祉施設,指定地域密着型介護老人福祉施設 (サテライト型居住施設である指定地域密着 型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び 第17項,第152条第1項第6号並びに第1 80条第1項第3号において同じ。),介護老人 保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所 であって当該施設に対する支援機能を有する もの(以下この章において「本体施設」という。) との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別 の場所で運営される指定地域密着型介護老人 福祉施設をいう。以下同じ。)の医師について は、本体施設の医師により当該サテライト型居 住施設の入所者の健康管理が適切に行われる と認められるときは、これを置かないことがで きる。

5~7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの 規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生 活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支 びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設を併設する場合

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライ ト型居住施設(当該施設を設置しようとする者 により設置される当該施設以外の指定介護老 人福祉施設,指定地域密着型介護老人福祉施設 (サテライト型居住施設である指定地域密着 型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び 第17項,第152条第1項第6号並びに第1 80条第1項第3号において同じ。)、介護老人 保健施設 又は病院若しくは診療所 であって当該施設に対する支援機能を有する もの(以下この章において「本体施設」という。) との密接な連携を確保しつつ, 本体施設とは別 の場所で運営される指定地域密着型介護老人 福祉施設をいう。以下同じ。) の医師について は、本体施設の医師により当該サテライト型居 住施設の入所者の健康管理が適切に行われる と認められるときは、これを置かないことがで きる。

5~7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの 規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生 活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支 援専門員については、次に掲げる本体施設の場 合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める職員により当該サテライト型居住 施設の入所者の処遇が適切に行われると認め られるときは、これを置かないことができる。

- (1) 略
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員, 栄養士, 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 又は介護支援専門員
- (3) 略
- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員 9~17 略
- 第152条 略

(サービス提供困難時の対応)

- 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所申込者が入院治療を必要とする場合そ の他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供 することが困難である場合は、適切な病院若し くは診療所又は介護老人保健施設若しくは介 護医療院を紹介する等の適切な措置を速やか に講じなければならない。
- 第154条~第156条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の取扱方針)

第157条 略

 $2 \sim 5$  略

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。

援専門員については、次に掲げる本体施設の場 合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める職員により当該サテライト型居住 施設の入所者の処遇が適切に行われると認め られるときは、これを置かないことができる。

- (1) 略
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員,栄養士, 理学療法士若しくは作業療法士

又は介護支援専門員

(3) 略

9~17 略

第152条 略

(サービス提供困難時の対応)

は、入所申込者が入院治療を必要とする場合そ の他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供 することが困難である場合は、適切な病院若し くは診療所又は介護老人保健施設

を紹介する等の適切な措置を速やか に講じなければならない。

第154条~第156条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の取扱方針)

第157条 略

 $2 \sim 5$  略

改	正	後	現	/二
L'\/	1⊢	14	TH.	47
4		1/2	*/4	11

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 略

第158条~第165条 略 (緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第166条・第167条 略 (運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 略

(1)~(5) 略

(8) 略

6 略

第158条~第165条 略

第166条・第167条 略 (運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)~(5) 略

(6) 略

(7) 略

#### 改 正 後

第169条~第181条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の取扱方針)

第182条 略

 $2 \sim 7$  略

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整 備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘 東等の適正化のための研修を定期的に実施 すること。

9 略

第183条~第185条 略 (運営規程)

人福祉施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。

 $(1)\sim(6)$  略

- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 略
- (9) 略

第187条~第189条 略

現 行

第169条~第181条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の取扱方針)

第182条 略

 $2\sim7$  略

8 略

第183条~第185条 略

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。

 $(1)\sim(6)$  略

- <u>(7)</u> 略
- (8) 略

第187条~第189条 略

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則<u>第17条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護 の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能 型居宅介護事業者」という。) が当該事業を行う 事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所」という。) ごとに置くべき指定看護小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 (以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外 の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護 従業者については、常勤換算方法で、通いサー ビス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介 護を利用するために指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下 同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型 居宅介護 をいう。以下同じ。)の提供に当た る者をその利用者の数が3人又はその端数を

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則<u>第17条の10</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護 の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能 型居宅介護事業者」という。) が当該事業を行う 事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所」という。) ごとに置くべき指定看護小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 (以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外 の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護 従業者については、常勤換算方法で、通いサー ビス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介 護を利用するために指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下 同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型 居宅介護事業をいう。以下同じ。)の提供に当た る者をその利用者の数が3人又はその端数を

増すごとに1人以上及び訪問サービス(看護小 規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅 を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規 模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定す る本体事業所である指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に 係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所及び指定地域密着型介護予防サービ ス基準第44条第7項に規定するサテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所(第6項において「サテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の 登録者、第8項に規定する本体事業所である指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっ ては、当該本体事業所に係る同項に規定するサ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者並びに同項に規定するサテラ イト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所にあっては、当該サテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定 する本体事業所, 当該本体事業所に係る他の同 項に規定するサテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に 係る第82条第7項に規定するサテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 の居宅において行う指定看護小規模多機能型 居宅介護を含む。)をいう。以下この章において 同じ。) の提供に当たる者を2人以上とし, 夜間 及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多

况 11
増すごとに1人以上及び訪問サービス(看護小
規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅
を訪問し、当該居宅において行う看護小規
模多機能型居宅介護 (
本体事業所である指定看護小規模多機能型
居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に
係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介
護事業所又はサテライト型指定介護予防小規
模多機能型居宅介護事業所
の登録者
の居宅において行う指定看護小規模多機能型
居宅介護を含む。)をいう。以下この章において
同じ。)の提供に当たる者を2人以上とし、夜間

及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多

機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

 $2 \sim 5$  略

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看 護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に 規定する本体事業所である指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事 業所に係るサテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の 心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場 合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させ て行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び 第8項に規定する本体事業所である指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当 該本体事業所に係る同項に規定するサテライ 卜型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支 障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所 に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居 宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者 がいない場合であって, 夜間及び深夜の時間帯 を通じて利用者に対して訪問サービスを提供 機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

 $2 \sim 5$  略

3	宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機
	能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看
	護小規模多機能型居宅介護 (
	本体事業所である指定看護小規模多
	機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事
	業所に係るサテライト型指定小規模多機能型
	居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予
	防小規模多機能型居宅介護事業所

の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支 障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所 に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居 宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者 がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯 を通じて利用者に対して訪問サービスを提供 するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に 次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設さ れている場合において,前各項に定める人員に 関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅 介護従業者を置くほか,当該各号に掲げる施設 等の人員に関する基準を満たす従業者を置い ているときは,当該看護小規模多機能型居宅介 護従業者は,当該各号に掲げる施設等の職務に 従事することができる。

(1)~(4) 略

- (5) 介護医療院
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、

するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に 次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設さ れている場合において,前各項に定める人員に 関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅 介護従業者を置くほか,当該各号に掲げる施設 等の人員に関する基準を満たす従業者を置い ているときは,当該看護小規模多機能型居宅介 護従業者は,当該各号に掲げる施設等の職務に 従事することができる。

 $(1)\sim(4)$  略

に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の 提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下 に運営され、利用者に対し適切な看護サービス を提供できる体制にあるものをいう。以下同 じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる 看護小規模多機能型居宅介護従業者について は、本体事業所の職員により当該サテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者の処遇が適切に行われると認められると きは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1人 以上とする。

11 略

<u>12</u> 略

13 第11項の規定にかかわらず, サテライト 型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に 8 略

<u>9</u> 略

現

行

ついては、本体事業所の介護支援専門員により 当該サテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス 計画の作成が適切に行われるときは、介護支援 専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護 計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労 働大臣が定める研修を修了している者(第19 9条において「研修修了者」という。)を置くこ とができる。

14 略

(管理者)

第192条 略

- 2 前項本文の規定にかかわらず,指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。
- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第172条第1項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の

10 略

(管理者)

第192条 略

人デイサービスセンター,<u>介護老人保健施設</u> ,指定小規模多機能型居宅介護事業 所,指定認知症対応型共同生活介護事業所,指 定複合型サービス事業所等の従業者若しくは 訪問介護員等として3年以上認知症である者 の介護に従事した経験を有する者であって,指 定地域密着型サービス基準第172条第1項 に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了 しているもの,又は保健師若しくは看護師でな ければならない。

2 前項 の管理者は、特別養護老人ホーム、老

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の

代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介 護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業 所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定複合型サービス事業所(指定複合型サービス の事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問 介護員等として認知症である者の介護に従事 した経験を有する者若しくは保健医療サービ ス若しくは福祉サービスの経営に携わった経 験を有する者であって、指定地域密着型サービ ス基準第173条に規定する厚生労働大臣が 定める研修を修了しているもの、又は保健師若 しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所は、その登録定員(登録者の数の上限を いう。以下この章において同じ。)を29人(サ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は, 次に掲げる範囲内において,通いサービス及び 宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所におけるサービスご との1日当たりの利用者の数の上限をいう。以 下この章において同じ。)を定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から

15人(登録定員が25人を超える指定看護

代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設

一 , 指定小規模多機能型居宅介護事業所, 指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定複合型サービス事業所 (指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者, 訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって, 指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの, 又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所は、その登録定員(登録者の数の上限を いう。以下この章において同じ。)を29人

以下とする。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は, 次に掲げる範囲内において,通いサービス及び 宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所におけるサービスご との1日当たりの利用者の数の上限をいう。以 下この章において同じ。)を定めるものとする。
  - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から 15人(登録定員が25人を超える指定看護

#### 改 TF. 後

小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 登録定員に応じて、次の表に定める利用定 員, サテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては12人)まで

略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員 の3分の1から9人(サテライト型指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 6人) まで

(設備及び備品等)

## 第195条 略

- 2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に定める 設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとお りとする。
  - (1) 略
  - (2) 宿泊室

ア〜エ 略

才 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所が診療所である場合であって、当該指定 看護小規模多機能型居宅介護の利用者へ のサービスの提供に支障がない場合には、 当該診療所が有する病床については、宿泊 室を兼用することができる。

# 3 • 4 略

第196条~第198条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護 小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護

r.	⊢		-
L	爿	1 /	门
٠.	/(	_	J

小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 登録定員に応じて, 次の表に定める利用定 員

)まで

略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員 の3分の1から9人

まで

(設備及び備品等)

## 第195条 略

- 2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に定める 設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとお りとする。
  - (1) 略
  - (2) 宿泊室

ア〜エ 略

3 • 4 略

第196条~第198条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護 小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

事業所の管理者は、介護支援専門員

事業所の管理者は、介護支援専門員(第191 条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2~10 略 第200条・第201条 略 (進用)

第202条 第9条から第13条まで、第20 条, 第22条, 第28条, 第34条から第38 条まで、第40条、第41条、第59条の11、 第59条の13, 第59条の16, 第59条の 17, 第87条から第90条まで, 第93条か ら第95条まで、第97条、第98条、第10 0条から第104条まで及び第106条の規 定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第202条において準用する第100 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第34条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居 宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「こ

	·	

に看護小規模多

機能型居宅介護計画の作成に関する業務を,看 護師等(准看護師を除く。第9項において同 じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の 作成に関する業務を担当させるものとする。

2~10 略 第200条・第201条 略 (準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20 条, 第22条, 第28条, 第34条から第38 条まで、第40条、第41条、第59条の11、 第59条の13, 第59条の16, 第59条の 17, 第87条から第90条まで, 第93条か ら第95条まで、第97条、第98条、第10 0条から第104条まで及び第106条の規 定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第202条において準用する第100 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第34条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居 宅介護従業者」と,第59条の11第2項中「こ

の節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

の節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般病床,精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第4項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床,精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床,精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに,当該病院の施設を介護老人保健施設,軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者,要支援者その他の者を入所又は入居

させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 3 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに,当該診療所の施設を介護老人保健施設,軽費老人ホームその他の要介護者,要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、 3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機 能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保するこ とができるときは、同一の場所とすることができること。
  - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合にお いて、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同 一の場所とすることができること。
- 4 一般病床,精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床,精神病床若しくは療養病床を平成36 床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36 年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床,精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに,当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設,軽費老人ホームその他の要介護者,要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し,指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において,第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず,当該転換に係る廊下の幅については,1.2メートル以上とする。ただし,

中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

- 5 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設,介護医療院又は病院若しくは診療所の 理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施 設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
  - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情 に応じた適当数
- 6 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

# 議案第11号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年富谷町条例第15号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の一部改正に伴い,所要の改正を行うもの。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成25年富谷町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改 正 後 現 行

# 題名

富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

## 第1条~第4条 略

(従業者の員数)

第5条 单独型指定介護予防認知症対応型通所 介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホ ーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホーム をいう。以下同じ。),同法第20条の4に規定 する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人 保健施設,介護医療院,社会福祉施設又は特定 施設に併設されていない事業所において行わ れる指定介護予防認知症対応型通所介護をい う。以下同じ。)) の事業を行う者及び併設型指 定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老 人ホーム等に併設されている事業所において 行われる指定介護予防認知症対応型通所介護 をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単 独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所

#### 題名

――指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

## 第1条~第4条 略

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所 介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホ ーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホーム をいう。以下同じ。),同法第20条の4に規定 する養護老人ホーム,病院,診療所,介護老人 保健施設 , 社会福祉施設又は特定 施設に併設されていない事業所において行わ れる指定介護予防認知症対応型通所介護をい う。以下同じ。)) の事業を行う者及び併設型指 定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老 人ホーム等に併設されている事業所において 行われる指定介護予防認知症対応型通所介護 をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単 独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業所

行

現

(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべ き従業者の員数は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$  略

 $2 \sim 7$  略

第6条~第8条 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所 | 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所において同時 に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供を受けることができる利用者の数の上 限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介 護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8条第20項又は法第8条の2第15項に規 定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごと に、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着 型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス 基準第158条に規定するユニット型指定地 域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項 において同じ。)を除く。)においては施設ごと に1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地 域密着型介護老人福祉施設においてはユニッ トごとに当該ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数 の合計が1日あたり12人以下となる数とす

(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべ き従業者の員数は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$  略

 $2 \sim 7$  略

第6条~第8条 略

(利用定員等)

介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所において同時 に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供を受けることができる利用者の数の上 限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介 護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8条第20項又は法第8条の2第15項に規 定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごと に、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着 型介護老人福祉施設 においては施設ごと に1日当たり3人以下とする

改 TF. 後 現 行

<u>る</u>。

2 略

第10条~第43条 略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2 \sim 5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項 に定める人員に関する基準を満たす介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同 表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準 を満たす従業者を置いているときは、同表の右 欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職 務に従事することができる。

小学杯中女	松小到你片井叶井	∆÷#
当該指定介	指定認知症対応型共	介護
護予防小規	同生活介護事業所,	職員
模多機能型	指定地域密着型特定	
居宅介護事	施設,指定地域密着	
業所に中欄	型介護老人福祉施設	
に掲げる施	<u>,</u> 指定介護療養型	
設等のいず	医療施設 (医療法 (昭	
れかが併設	和23年法律第20	
されている	5号)第7条第2項	
場合	第4号に規定する療	
	養病床を有する診療	
	所であるものに限	
	る。) 又は介護医療院	
略	略	略

 $7 \sim 13$  略

(管理者)

第45条 略

2 略

2 略

第10条~第43条 略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2\sim5$  略

に定める人員に関する基準を満たす介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同 表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準 を満たす従業者を置いているときは、同表の右 欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職 務に従事することができる。

1			
	当該指定介	指定認知症対応型共	介護
	護予防小規	同生活介護事業所,	職員
	模多機能型	指定地域密着型特定	
	居宅介護事	施設,指定地域密着	
	業所に中欄	型介護老人福祉施設	
	に掲げる施	又は指定介護療養型	
	設等のいず	医療施設 (医療法 (昭	
	れかが併設	和23年法律第20	
	されている	5号)第7条第2項	
	場合	第4号に規定する療	
		養病床を有する診療	
		所であるものに限	
		る。 <u>)</u>	
	略	略	略

7~13 略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老

人デイサービスセンター(老人福祉法第20条 の2の2に規定する老人デイサービスセンタ ーをいう。以下同じ。),介護老人保健施設,介 護医療院,指定認知症対応型共同生活介護事業 所,指定複合型サービス事業所(指定地域密着 型サービス基準条例第193条に規定する指 定複合型サービス事業所をいう。次条において 同じ。), 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する政令で定め る者をいう。次条、第72条第2項及び第73 条において同じ。)として3年以上認知症であ る者の介護に従事した経験を有する者であっ て、指定地域密着型介護予防サービス基準第4 5条第3項に規定する厚生労働大臣が定める 研修を修了しているものでなければならない。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する

人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。),介護老人保健施設,

指定認知症対応型共同生活介護事業所,指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。),指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条,第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって,指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター、介護老人保健施設

一 , 指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定複合型サービス事業所, 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって, 指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する

厚生労働大臣が定める研修を修了しているも のでなければならない。

第47条~第59条 略

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、サービスの提供体制の確保、夜間におけ る緊急時の対応等のため,介護老人福祉施設, 介護老人保健施設,介護医療院,病院等との間 の連携及び支援の体制を整えなければならな 1

第61条~第71条 略 (管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予 防認知症対応型共同生活介護を提供するため に必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホ ーム, 老人デイサービスセンター, 介護老人保 健施設,介護医療院,指定認知症対応型共同生 活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等と して、3年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、指定地域密着型介 護予防サービス基準第71条第2項に規定す る厚生労働大臣が定める研修を修了している ものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活 第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活

厚生労働大臣が定める研修を修了しているも のでなければならない。

第47条~第59条 略

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者は、サービスの提供体制の確保、夜間におけ る緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、 介護老人保健施設 ,病院等との間 の連携及び支援の体制を整えなければならな V)

第61条~第71条 略 (管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予 防認知症対応型共同生活介護を提供するため に必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホ ーム, 老人デイサービスセンター, 介護老人保 健施設 , 指定認知症対応型共同生 活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等と して、3年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、指定地域密着型介 護予防サービス基準第71条第2項に規定す る厚生労働大臣が定める研修を修了している ものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者の代表者)

介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施 設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介 護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等と して、認知症である者の介護に従事した経験を 有する者又は保健医療サービス若しくは福祉 サービスの提供を行う事業の経営に携わった 経験を有する者であって、指定地域密着型介護 予防サービス基準第72条に規定する厚生労 働大臣が定める研修を修了しているものでな ければならない。

第74条~第77条 略 (身体的拘束等の禁止)

第78条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護従業者その 他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的 拘束等の適正化のための研修を定期的に実 施すること。

第79条~第82条 略

(協力医療機関等)

第74条~第77条 略 (身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

第79条~第82条 略 (協力医療機関等)

改 正 後	現
第83条 略	第83条 略
2 略	2 略
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事
業者は、サービスの提供体制の確保、夜間にお	業者は、サービスの提供体制の確保、夜間にお
ける緊急時の対応等のため,介護老人福祉施	ける緊急時の対応等のため,介護老人福祉施
設, 介護老人保健施設, 介護医療院, 病院等と	設, 介護老人保健施設 , 病院等と
の間の連携及び支援の体制を整えなければな	の間の連携及び支援の体制を整えなければな
らない。	らない。
第84条~第90条 略	第84条~第90条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# 議案第12号

富谷市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の 指定に関する基準を定める条例(平成25年富谷町条例第16号)の一部を別紙のとお り改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請の 資格等について、所要の改正を行うもの。 富谷市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者 の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成25年富谷町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改 正 後 現 行 第1条・第2条 略 第1条·第2条 略 (申請者の資格) (申請者の資格) 第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第 第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第 115条の12第2項第1号の条例で定める 115条の12第2項第1号の条例で定める 者は, 法人 者は, 法人である者 (富谷市暴力団排除条例 (平 成25年富谷町条例第13号。以下「暴力団排 除条例」という。)第2条第4号ウに該当する 者を除く。)とする。 とする。 (暴力団員等の排除) 第4条 指定地域密着型サービス事業所及び指 定地域密着型介護予防サービス事業所の管理 者その他これに準ずる者(いかなる名称を有す る者であるかを問わず、当該指定地域密着型サ ービス事業所及び指定地域密着型介護予防サ ービス事業所の業務に関し一切の裁判外の行 為をする権限を有し、又は当該業務を総括する 者の権限を代行することができる地位にある 者をいう。)は、暴力団排除条例第2条第3号 に掲げる暴力団員であってはならない。 2 指定地域密着型サービス事業所及び指定地 域密着型介護予防サービス事業所は、暴力団排 除条例第2条第4号ア又はイに掲げる者がそ

の事業活動に支配的な影響力を有するもので

あってはならない。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# 議案第13号

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正 について

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年富谷町条例第19号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部 改正に伴い、所要の改正を行うもの。 富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例

富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年富谷町条例第 19号)の一部を次のように改正する。

100/10000000000000000000000000000000000			
改 正 後	現		
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略		
(事業者の資格)	(事業者の資格)		
第3条 法第115条の22第2項第1号に規	第3条 法第115条の22第2項第1号に規		
定する条例で定める者は、法人である者(富谷	定する条例で定める者は、法人		
市暴力団排除条例(平成25年富谷町条例第1			
3号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条			
第4号ウに該当する者を除く。)とする。	とする。		
(基本方針)	(基本方針)		
第4条 略	第4条 略		
2・3 略	2・3 略		
4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当	4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当		

指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動に

1 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者,介護保険施設 ,住民による自発的な活動に

#### 改 īF. 後

よるサービスを含めた地域における様々な取 組を行う者等との連携に努めなければならな 11

第5条・第6条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第7条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防 サービス計画が第4条に規定する基本方針及 び利用者の希望に基づき作成されるものであ り、利用者は複数の指定介護予防サービス事業 者(法第53条第1項に規定する指定介護予防 サービス事業者をいう。以下同じ。) 等を紹介す るよう求めることができること等につき説明 を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又 はその家族に対し、利用者について、病院又は 診療所に入院する必要が生じた場合には、担当 職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所 に伝えるよう求めなければならない。
- 4 略
- 5 略
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計 算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る 電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 情報処理組織をいう。
- 7 指定介護予防支援事業者は,第4項の規定に 6 指定介護予防支援事業者は,第3項の規定に

現 行

よるサービスを含めた地域における様々な取 組を行う者等との連携に努めなければならな 11

第5条・第6条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第7条 略

2 指定介護予防支援事業者は,指定介護予防支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防 サービス計画が第4条に規定する基本方針及 び利用者の希望に基づき作成されるものであ

こと等につき説明

を行い、理解を得なければならない。

- 3 略
- <u>4</u> 略
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計 算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る 電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 情報処理組織をいう。

より第1項に規定する重要事項を提供しよう とするときは、あらかじめ、当該利用申込者又 はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁 的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的 方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介 護予防支援事業者が使用するもの
- (2) 略

8 略

1,0

第8条~第15条 略

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市 第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、\_ (法第53条第7項において読み替えて準用 する第41条第10項の規定により法第53 条第6項の規定による審査及び支払に関する 事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険 法(昭和33年法律第192号)第45条第5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。 以下同じ。)に委託している場合にあっては、当 該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防 サービス計画において位置付けられている指 定介護予防サービス等のうち法定代理受領サ ービス(法第53条第4項の規定により介護予 防サービス費が利用者に代わり当該指定介護 予防サービス事業者に支払われる場合の当該 介護予防サービス費に係る指定介護予防サー ビスをいう。)として位置付けたものに関する 情報を記載した文書を提出しなければならな

より第1項に規定する重要事項を提供しよう とするときは、あらかじめ、当該利用申込者又 はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁 的方法の種類及び内容を示し, 文書又は電磁的 方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介 護予防支援事業者が使用するもの
- (2) 略

7 略

第8条~第15条 略

(法定代理受領サービスに係る報告)

国民健康保険団体連合会(国民健康保険
法(昭和33年法律第192号)第45条第5
項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。
以下同じ。)

に対し、介護予防

サービス計画において位置付けられている指 定介護予防サービス等のうち法定代理受領サ ービス(法第53条第4項の規定により介護予 防サービス費が利用者に代わり当該指定介護 予防サービス事業者に支払われる場合の当該 介護予防サービス費に係る指定介護予防サー ビスをいう。) として位置付けたものに関する 情報を記載した文書を提出しなければならな

107

#### 改 正 後

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

第17条~第31条 略

(暴力団員等の排除)

- 第31条の2 指定介護予防支援事業所の管理者その他これに準ずる者(いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定介護予防支援事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者をいう。)は、暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員であってはならない。
- 2 指定介護予防支援事業所は、暴力団排除条例 第2条第4号ア又はイに掲げる者がその事業 活動に支配的な影響力を有するものであって はならない。

第32条 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は,第4条に 規定する基本方針及び前条に規定する基本取 扱方針に基づき,次に掲げるところによるもの とする。

(1)~(8) 略

現行

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会

に対して提出しなければならな

1

第17条~第31条 略

第32条 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は,第4条に 規定する基本方針及び前条に規定する基本取 扱方針に基づき,次に掲げるところによるもの とする。

(1)~(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)~(14) 略

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15)~(20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号におい

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために

介護予防サービス計画の原案に位置付けた 指定介護予防サービス等の担当者(以下この 条において「担当者」という。)を招集して行 う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利 用者の状況等に関する情報を担当者と共有 するとともに、当該介護予防サービス計画の 原案の内容について、担当者から、専門的な 見地からの意見を求めるものとする。ただ し、やむを得ない理由がある場合について は、担当者に対する照会等により意見を求め ることができるものとする。

(10)~(14) 略

(15)~(20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下

改 正 後	現 行
て「主治の医師等」という。) の意見を求めな	「主治の医師等」という。)の意見を求めな
ければならない。	ければならない。
(21)の2 前号の場合において,担当職員は,介	
護予防サービス計画を作成した際には, 当該	
<u>介護予防サービス計画を主治の医師等に交</u>	
付しなければならない。	
(22)~(28) 略	(22)~(28) 略
第34条・第35条 略	第34条・第35条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# 議案第14号

富谷市子ども医療費の助成に関する条例及び富谷市母子・父子家庭医療費の助成 に関する条例の一部改正について

富谷市子ども医療費の助成に関する条例(平成16年富谷町条例第20号)及び富谷市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年富谷町条例第22号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

### 提案理由

所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第1条の規定による 所得税法(昭和43年法律第33号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 富谷市子ども医療費の助成に関する条例及び富谷市母子・父子家庭医療費の助成に 関する条例の一部を改正する条例

(富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 富谷市子ども医療費の助成に関する条例(平成16年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行		
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略		
(助成の停止)	(助成の停止)		
第4条の2 前条第1項の規定に関わらず、子ど	第4条の2 前条第1項の規定に関わらず、子ど		
ものうち10歳に達する日の属する年度の初	ものうち10歳に達する日の属する年度の初		
日から18歳に達する日の属する年度の末日	日から18歳に達する日の属する年度の末日		
までの間にある者又はその保護者が入院以外	までの間にある者又はその保護者が入院以外		
で一部負担金を支払った場合において、当該子	で一部負担金を支払った場合において、当該子		
どもの保護者の前年の所得(1月から9月まで	どもの保護者の前年の所得(1月から9月まで		
に受診した子どもの保護者にあっては前々年	に受診した子どもの保護者にあっては前々年		
の所得)が、その者の所得税法(昭和40年法	の所得)が、その者の所得税法(昭和40年法		
律第33号)に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶	律第33号)に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶		
養親族の有無及び数に応じて規則で定める額	養親族の有無及び数に応じて規則で定める額		
以上であるときは、当該子どもにかかる医療費	以上であるときは、当該子どもにかかる医療費		
の助成を停止する。ただし、市長が特別の事由	の助成を停止する。ただし、市長が特別の事由		
があると認めたときは、この限りでない。	があると認めたときは、この限りでない。		
第5条~第13条 略	第5条~第13条 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年富谷町条例第22号) の一部を次のように改正する。

改 正 後	現
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(助成対象者)	(助成対象者)

改 正 後

現行

## 第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

(1) • (2) 略

(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。)の所得が、その者が前年12月31日において生計を維持した所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童の数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子・父子家庭の母又は父及び児童

(4) 略

第4条~第13条 略

#### 第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

(1)・(2) 略

(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。)の所得が、その者が前年12月31日において生計を維持した所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童の数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子・父子家庭の母又は父及び児童

(4) 略

第4条~第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富谷市子ども医療費の助成に関する条例第4条の2の規定 及び第2条の規定による改正後の富谷市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条 第2項第3号の規定は、平成31年10月以後の医療費の助成の制限について適用し、同 年9月以前の医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

# 議案第15号

とみや放課後児童クラブ条例の一部改正について

とみや放課後児童クラブ条例(平成29年富谷市条例第3号)の一部を別紙のとおり 改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

# 提案理由

日吉台小学校児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うもの。

# とみや放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

とみや放課後児童クラブ条例(平成29年富谷市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現		
第1条 略	第1条 略		
(設置)	(設置)		
第2条 略	第2条 略		
2 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりと	2 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりと		
する。	する。		
名称 位置	名称 位置		
略略	略略		
<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	************************************		
日吉台小学校	日吉台小学校 児童クラブ <u>富谷市日吉台二丁目22番地15</u>		
略 略	略 ************************************		
略略	略略		
第3条~第11条 略	第3条~第11条 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

# 議案第16号

富谷市国民健康保険条例の一部改正について

富谷市国民健康保険条例(昭和34年富谷町条例第5号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第31号)第4条の規定による国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

# 富谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険条例(昭和34年富谷町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現		
目次	目次		
第1章 この市が行う国民健康保険の事務(第	第1章 この市が行う国民健康保険(第		
1条)	1条)		
第2章~第8章 略	第2章~第8章 略		
附則	附則		
第1章 この市が行う国民健康保険 <u>の事</u>	第1章 この市が行う国民健康保険		
<u>務</u>	_		
(この市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> )	(この市が行う国民健康保険)		
第1条 この市が行う国民健康保険 <u>の事務</u> につ	第1条 この市が行う国民健康保険につ		
いては法令に定めるもののほか、この条例の定	いては法令に定めるもののほか、この条例の定		
めるところによる。	めるところによる。		
第2章 国民健康保険運営協議会	第2章 国民健康保険運営協議会		
(設置)			
第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第19			
2号) 第11条第2項の規定に基づき, 富谷市			
国民健康保険運営協議会(以下「協議会」とい			
う。) を置く。			
(協議会の委員の定数)	(国民健康保険運営協議会の委員の定数)		
第2条の2 協議会	第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協		
の委員の定数は、次の各号に定	議会」という。) の委員の定数は、次の各号に定		
めるところによる。	めるところによる。		
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略		
(規則への委任)	(規則への委任)		
第3条 前2条に定めるもののほか、協議会に関	第3条 前条 に定めるもののほか、協議会に関		
して必要な事項は、規則で定める。	して必要な事項は、規則で定める。		
第4条~第7条 略	第4条~第7条 略		
第5章 保健事業	第5章 保健事業		

改 正 後	現 行	
(保健事業)	(保健事業)	
第8条 この市は、国民健康保険法	第8条 この市は、国民健康保険法 (昭和33年	
第72条の5に規定する特定	<u>法律第192号)</u> 第72条の5に規定する特定	
健康診査等を行うものとするほか、これらの事	健康診査等を行うものとするほか、これらの事	
業以外の事業であって、被保険者の健康の保持	業以外の事業であって、被保険者の健康の保持	
増進のために次に掲げる事業を行う。	増進のために次に掲げる事業を行う。	
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略	
第9条~第16条 略	第9条~第16条 略	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# 議案第17号

富谷市国民健康保険特別会計条例の一部改正について

富谷市国民健康保険特別会計条例(昭和39年富谷町条例第9号)の一部を別紙のと おり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

#### 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第31号) 第4条の規定による国民健康保険法(昭和33年法律第192号) の一部改正に伴い,所要の改正を行うもの。 富谷市国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険特別会計条例(昭和39年富谷町条例第9号)の一部を次のように 改正する。

改 正 後	現 行		
第1条 略	第1条 略		
(歳入及び歳出)	(歳入及び歳出)		
第2条 この会計においては,国民健康保険税,	第2条 この会計においては、国民健康保険税、		
県支出金、繰入金その他の諸収入をもってその	国庫支出金、一般会計繰入金及びその他諸収入		
歳入とし,保険給付費,国民健康保険事業費納	をもって歳入とし、国民健康保険の事業費(事		
付金、保健事業費その他の諸費をもってその歳	業費、保険給付費、保健施設費)借入金の償還		
出とする。	金及び利子,一時借入金の利子,その他の諸支		
	出金をもってその歳出とする。		
第3条 略	第3条 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# 議案第18号

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

富谷市後期高齢者医療に関する条例(平成20年富谷町条例第7号)の一部を別紙の とおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

#### 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第31号)第11条の規定による高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。 富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富谷市後期高齢者医療に関する条例(平成20年富谷町条例第7号)の一部を次のよう に改正する。

に改正する。 改 TE. 後 現 行 第1条·第2条 略 第1条・第2条 略 (保険料を徴収すべき被保険者) (保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収する被保険者は、次に 第3条 市が保険料を徴収する被保険者は、次に 掲げる被保険者とする。 掲げる被保険者とする。 (1) 略 (1) 略 (2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項 (2) 法第55条第1項 において準用する場合を含む。) の規定の適 の規定の適 用を受ける被保険者であって,病院等(法第 用を受ける被保険者であって,病院等(同項 55条第1項に規定する病院等をいう。以下 に規定する病院等をいう。以下 同じ。) に入院等(同項に規定する入院等をい 同じ。) に入院等(同項に規定する入院等をい う。以下同じ。) をした際市に住所を有してい う。以下同じ。) をした際市に住所を有してい た被保険者 た被保険者 (3) 法第55条第2項第1号 (3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2 第2項において準用する場合を含む。)の規 定の適用を受ける被保険者であって、継続し 定の適用を受ける被保険者であって、継続し て入院等をしている2以上の病院等のうち て入院等をしている2以上の病院等のうち 最初の病院等に入院等をした際市に住所を 最初の病院等に入院等をした際市に住所を 有していた被保険者 有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2 (4) 法第55条第2項第2号 第2項において準用する場合を含む。)の規 の規 定の適用を受ける被保険者であって, 最後に 定の適用を受ける被保険者であって、最後に 行った法第55条第2項第2号に規定する 行った同号 に規定する 特定住所変更に係る同号に規定する継続入 特定住所変更に係る同号に規定する継続入 院等の際市に住所を有していた被保険者 院等の際市に住所を有していた被保険者 (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受

ける被保険者であって, 国民健康保険法(昭

改 正 後	現 行
和33年法律第192号)第116条の2第	
1項及び第2項の規定の適用を受け、これら	
<u>の規定により市に住所を有するものとみな</u>	
された国民健康保険の被保険者であった被	
<u>保険者</u>	
第4条~第10条 略	第4条~第10条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富谷市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、施行日以後に同条第5号に該当するに至ったことにより被保険者となる者について適用し、施行日前に被保険者となった者については、なお従前の例による。

# 議案第19号

富谷市都市公園条例の一部改正について

富谷市都市公園条例(昭和52年富谷町条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

## 提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成29年政令第156号)第2条の規定による都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

# 富谷市都市公園条例の一部を改正する条例

富谷市都市公園条例(昭和52年富谷町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条~第2条の4 略	第1条~第2条の4 略
(公園施設の敷地面積の制限)	
第2条の5 政令第8条第1項の条例で定める	
割合は、100分の50とする。	
第2条の6 略	第2条の5 略
第2条の7 略	第2条の6 略
第2条の8 略	第2条の7 略
第2条の9 略	第2条の8 略
第2条の10 略	第2条の9 略
第2条の11 略	第2条の10 略
第2条の12 略	第2条の11 略
第2条の13 略	第2条の12 略
第2条の14 略	第2条の13 略
第2条の15 略	第2条の14 略
第2条の16 略	第2条の15 略
第2条の17 略	第2条の16 略
第2条の18 略	第2条の17 略
第3条~第19条 略	第3条~第19条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

#### 議案第31号

平成28年度(仮称)富谷まちづくり産業交流プラザ整備工事(繰越)請負契約の変 更について

平成29年6月14日議会の議決を得て請負契約を締結した平成28年度(仮称)富谷まちづくり産業交流プラザ整備工事(繰越)請負契約について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 平成28年度(仮称)富谷まちづくり産業交流プラザ整備工事 (繰越)

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 変更前 一金352,134,000円也 変更後 一金358,592,400円也

4 契約の相手方 仙台市青葉区中央三丁目10番19号 東鉄工業株式会社 東北支店 執行役員支店長 神 戸 成 之

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 議案第32号

富谷市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、市道路線を別紙のとおり廃止する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

市道日渡線及び市道湯船沢線の起点位置の変更に伴い、市道路線の廃止を行うもの。

# 別紙

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
28 日渡線		富谷市富谷一枚沖82番1地先	
		富谷市富谷日渡3番1地先	
5 3 7 湯船沢線		富谷市富谷湯船沢97番2地先	
		富谷市富谷湯船沢51番7地先	

# 議案第33号

富谷市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、市道路線を別紙の とおり認定する。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

# 提案理由

市道日渡線及び市道湯船沢線の起点位置の変更に伴い、市道路線の認定を行うもの。

# 別紙

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
2 8	日渡線	富谷市富谷一枚沖102番地先	
		富谷市富谷日渡3番1地先	
5 3 7	湯船沢線	富谷市富谷湯船沢1番3地先	
		富谷市富谷湯船沢51番7地先	

# 議案第34号

吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合規約の変更に係る協議について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、大和町役場 の所在地変更に伴い吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合規約を別紙のとおり変更 することについて協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月21日提出

富谷市長 若生 裕俊

### 提案理由

大和町役場の所在地変更に伴い吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合規約を変更 することにつき、協議するもの。 吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合規約の一部を変更する規約 吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合規約の一部を次のように変更する。

第4条中「黒川郡大和町吉岡字西桧木1番地の1」を「黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1」に改める。

## 附則

この規約は、関係地方公共団体の協議の整った日から施行する。

吉田川流域溜池大和町外3市3ケ町村組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 後	現 行		
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略		
(事務所の位置)	(事務所の位置)		
第4条 組合の事務所は、黒川郡大和町吉岡まほ	第4条 組合の事務所は、黒川郡大和町吉岡字西		
ろば一丁目1番地の1 大和町役場内に置く。	<u>桧木1番地の1</u> 大和町役場内に置く。		
第5条~第12条 略	第5条~第12条 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。